

一般社団法人日本ペレットストーブ工業会 定 款

令和 4 年 1 1 月 1 日 作成

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (名称)

当法人は、一般社団法人日本ペレットストーブ工業会 と称する。

第 2 条 (主たる事務所)

当法人は、主たる事務所を 富山県高岡市 に置く。

第 3 条 (目的)

当法人は、ペレットストーブ及び木質ペレットに関する調査研究、規格・規準の作成、行政施策についての提言、講習会の開催等を通じて、ペレットストーブの健全な普及を図ることで持続可能な社会の形成に寄与することを目的とする。

第 4 条 (事業)

当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. ペレットストーブに係る環境保全、安全性の確保等、ペレットストーブの品質・性能の高度化に関する研究の推進
2. ペレットストーブに関する規格・規準の作成及び普及のための施策の立案並びに推進
3. ペレットストーブの生産、流通、貿易、利用消費などに関する調査
4. ペレットストーブ及び木質ペレット産業に関する行政施策についての提言及び参画
5. ペレットストーブに関する広報資料の作成及び展示会の開催又は展示会への参加
6. ペレットストーブに関する検定、講習会等の実施
7. ペレットストーブに関する専門家の派遣・招請、情報資料の交換
8. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 社 員

第 5 条 (法人の構成員)

当法人は、当法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定により当法人の社員となった者をもって構成する。

2 当法人の社員区分は、次の 3 種とする。

(1) メーカー社員

日本国内でペレットストーブの製造又は輸入を行う法人、団体又は個人。
ペレットストーブの定義は別に定める

(2) ディーラー社員

日本国内でペレットストーブの販売又は施工を行う法人、団体又は個人

(3) 賛助社員

当法人の目的に賛同する法人、団体又は個人

- 3 当法人の社員は、別に定める社員規定に基づき、理事会の承認を受けて、社員区分を変更することができる。

第6条（社員の資格取得及び年会費）

当法人の社員になろうとする者は、別に定める社員規定に基づき、申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 当法人の社員になろうとする者は、前項の承認を受けたのち、別に定める社員規定に基づき、入会金を支払う義務を負う。
- 3 当法人の社員は、事業目的を円滑に進めるため、当法人が行う調査事業及び資格者制度などの事業に協力しなければならない。
- 4 当法人の社員は、別に定める社員規定に基づき、年会費を支払う義務を負う。

第7条（退社規定）

社員は、別に定める社員規定に基づき、退社届を提出することにより、いつでも退社することができる。

第8条（除名）

社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

第9条（社員資格の喪失）

前二条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 年会費の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- 二 総社員が同意したとき。
- 三 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第3章 社員総会

第10条（構成）

社員総会は、全ての社員をもって構成する。

第11条（権限）

社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事の選任又は解任
- 三 理事の報酬等の額

- 四 計算書類等の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第12条（開催）

社員総会は、定時社員総会として毎年度1回定期開催するほか、必要がある場合に開催する。

第13条（招集）

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

第14条（議長）

社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。

- 2 代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、副代表理事が議長となる。副代表理事に事故又は支障があるときは、理事の中から選出された理事が、また、理事全員に事故又は支障があるときは、出席した社員の中から選任された者がこれに代わる。

第15条（議決権）

社員総会における議決権は、メーカー社員1名につき5個、ディーラー社員1名につき1個とする。なお、賛助社員は議決権を有しない。

第16条（決議）

社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - 一 社員の除名
 - 二 監事の解任
 - 三 定款の変更
 - 四 解散
 - 五 その他法令で定められた事項

第17条（議事録）

社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

第18条（役員の設定）

当法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 3名以上18名以内
 - 二 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
 - 3 代表理事以外の理事のうち、2名以内を副代表理事とすることができる。

第19条（役員を選任）

理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

第20条（理事の職務及び権限）

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副代表理事は、代表理事の職務全般を補佐する。
- 3 代表理事に事故又は支障があるときは、あらかじめ定めた順序に従い、副代表理事がその職務を代行する。

第21条（監事の職務及び権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第22条（役員任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第23条（役員解任）

理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第24条（報酬等）

理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、支給することができる。

第5章 理事会

第25条（構成）

当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

第26条（権限）

理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 代表理事及び副代表理事の選定及び解職

第27条（招集）

理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ定めた順序に従い、副代表理事が理事会を招集する。また、副代表理事が欠けたとき又は副代表理事に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

第28条（決議）

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第29条（議事録）

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

第30条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第31条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告及び決算については毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類に

については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第7章 定款の変更及び解散

第32条（定款の変更）

この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上の決議によって変更することができる。

第33条（解散）

当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第34条（残余財産の帰属）

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会において、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

第35条（公告の方法）

当法人の公告は、官報に掲載してする。

第9章 附 則

第36条（設立時社員）

当法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

富山県

設立時社員 竹 平 政 男

愛知県

設立時社員 中 村 福 太 郎

山形県

設立時社員 竹 田 亮 介

新潟県

設立時社員 宮 腰 洋 一

富山県

設立時社員 稲波良孝

第37条（設立時理事、設立時監事及び代表理事）

当法人の設立時理事及び代表理事は、以下のとおりとする。

富山県

設立時理事 竹平政男

愛知県

設立時理事 中村福太郎

山形県

設立時理事 竹田亮介

新潟県

設立時理事 宮腰洋一

富山県

設立時理事 稲波良孝

富山県

設立時代表理事 竹平政男

第38条（定款に定めのない事項）

この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本ペレットストーブ工業会設立のため、社員 竹平政男、中村福太郎、竹田亮介、宮腰洋一及び稲波良孝 の定款作成代理人である司法書士 田仲 聡 は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和 4年 11月 1日

設立時社員 竹平政男

設立時社員 中村福太郎

設立時社員 竹田亮介

設立時社員 宮腰洋一

設立時社員 稲波良孝

上記社員の定款作成代理人

富山県射水市小島650番地

司法書士 田 仲 聡

——— 定款の変更履歴 ———

- ・2024年6月5日総会にて一部を改定

第18条（役員の設定）

当法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 3名以上 ~~8名~~ 以内 を
- 一 理事 3名以上18名 以内 に変更

一般社団法人日本ペレットストーブ工業会 社員規定

第 1 章 総 則

第 1 条 (目的)

この規定は、一般社団法人日本ペレットストーブ工業会（以下、当法人という）の定款に基づき、入会、会費、役割、退会等の社員規定を定める。

第 2 条 (社員区分)

定款第 5 条の規定により、当法人の社員は次の 3 種類に区別され、それぞれ本規定第 5 条の規定に従い、入会金及び年会費を支払う義務を負う。

- (1) メーカー社員
- (2) ディーラー社員
- (3) 賛助社員

第 3 条 (社員区分の変更)

当法人の社員が、前条の社員区分を変更する場合は、別に定める書面での届を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。その社員区分の変更により、年会費の増変更が生じる場合は、入会金及び年会費等の変更差額を支払わなければならない。ただし、社員の都合による区分変更により生じた減変更についての差額返金を行わない。

第 2 章 入 会

第 4 条 (社員の資格取得)

当法人の社員になろうとする者は、定款第 6 条の規定により、別に定める入会申込書による申込みを行い、理事会の承認を受けた上で、本規定第 5 条の入会金、年会費等を納入することで社員資格を得る。

第 3 章 会 費

第 5 条 (入会金及び年会費)

定款第 7 条の規定に基づき、当法人の社員になろうとする者は本条 第 2 項に規定する入会金を納めるとともに、本条 第 3 項に従い、毎年、年会費を納入しなければならない。

2 入会金

- (1) メーカー社員 1 口につき、100,000 円
- (2) ディーラー社員 30,000 円

(3) 賛助社員 0 円

3 年会費

(1) メーカー会員 1 口につき、200,000 円

(2) ディーラー会員 1 口につき、30,000 円

(3) 賛助会員 1 口につき、80,000 円

第 6 条 (納入方法)

社員は、入会年次には、入会金の全額と当該年度の年会費を納入しなければならない。次年度以降の年会費は当該年度の通常総会終了後 1 ヶ月以内を目途に納入するものとする。なお、銀行振込の場合の振込料は、社員の負担とする。

第 4 章 役 割

第 7 条 (社員の権利)

社員は、定款第 3 条及び第 4 条の規定により本法人が行う各種行事、検定や講習会、展示会等に参加できるほか、ペレットストーブ及び木質ペレットに関する調査研究、規格・規準の作成、行政施策についての提言など、本法人の活動成果や業界・行政等に関する情報提供を受けることができる。

第 8 条 (社員の遵守義務)

社員は、定款第 3 条及び第 4 条の規定に従い、本法人の理念を十分理解すると共に、本法人が行う各種事業を尊重・推進する責を負う。

2 社員は、当法人が行う調査事業及び資格者検定制度など各種事業に対し、積極的に協力しなければならない。

第 5 章 退社と除名

第 9 条 (退社及び退社時の年会費取扱い)

社員は、定款第 7 条の規定により、本規定の手順に従い退社することができる。

2 社員が退社する場合は、届出日が含まれる当該年度までの年会費を支払わなければならない。

3 退社しようとする社員は、退社日の 30 日前までに、本規定で定める書式にて退社届を作成し、これを理事会に提出しなければならない。

第 10 条 (除名)

社員が定款第 8 条の規定に該当したことが明らかになった場合は、社員総会において社員総議決権の 3 分の 2 以上の同意により、除名することができる。なお、除名理由について、以下の項目についても定款第 8 条で規定する除名対象に含まれる。

一 法令または公序良俗に反する行為が明らかになった場合

二 倒産等により当法人の社員を継続することができない場合

第6章 社員規定の変更

第11条（社員規定の変更）

本規定の改正は理事会の決議による。

——— 社員規定の変更履歴 ———

- ・2024年5月20日に一部を改定

第5条（入会金及び年会費）

3 年会費

- (2) 「ディーラー会員 1口につき、~~20,000円~~で1口以上」を
「ディーラー会員 1口につき、30,000円で1口以上」に変更

- ・2024年8月6日に 第5条（入会金及び年会費）を下表のように改定（変更）
ただし、改定施行は2025年1月1日より

	会員(社員)区分	改定(変更)前	改定(変更)後
入会金	メーカー社員	1口につき、100,000円で1口以上	100,000円
	ディーラー社員	0円	30,000円
	賛助社員	0円	0円
年会費	メーカー社員	1口につき、200,000円で一口以上	200,000円
	ディーラー社員	1口につき、30,000円で1口以上	30,000円
	賛助社員	1口につき、80,000円で1口以上	80,000円